

フローリングについての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○フローリングについての検査方法（昭和49年12月2日農林省告示第1147号）

（下線部分は改正部分）

フローリングについての検査方法（平成25年11月28日農林水産省告示第2907号）	旧
<p>1 検査は、理化学検査（含水率試験、<u>浸せき剥離試験</u>、曲げ強度試験、曲げ試験、摩耗試験、防虫処理試験、ホルムアルデヒド放散量試験又は吸水厚さ膨張率試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査で<u>あつて</u>理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>1 検査は、理化学検査（含水率試験、<u>浸せきはくり試験</u>、曲げ強度試験、曲げ試験、摩耗試験、防虫処理試験、ホルムアルデヒド放散量試験又は吸水厚さ膨張率試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査で<u>あつて</u>理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2～8 （略）</p>